

大 個 審 第 1 6 号
(答 申 第 3 6 1 号)
令 和 2 年 9 月 1 日

大 阪 府 知 事 様

大 阪 府 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 長 谷 川 佳 彦

個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 意 見 に つ い て (答 申)

令 和 2 年 8 月 6 日 付 け 医 対 第 2365 号 で 諮 問 の あ り ま し た 、 大 阪 府 救 急 搬 送 支 援 ・ 情 報 収 集 ・ 集 計 分 析 シ ス テ ム (ORION) (以 下 「 本 シ ス テ ム 」 と い う 。) に お け る 個 人 情 報 の 取 扱 い に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 並 び に 同 条 例 第 8 条 第 4 項 た だ し 書 及 び 同 条 第 5 項 に 規 定 す る オ ン ラ イ ン 結 合 を 用 い た 個 人 情 報 の 提 供 の 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 患 者 等 の 個 人 情 報 の 電 子 計 算 機 処 理 を 行 う に あ た り 、 こ れ ら の 情 報 の 漏 え い 、 滅 失 及 び 損 傷 の 防 止 等 適 切 な 管 理 の た め 、 新 た な セ キ ュ リ テ ィ 技 術 の 導 入 に 努 め る 等 必 要 な 措 置 を 講 じ る な ど 、 ネ ッ ト ワ ー ク 技 術 の 進 歩 も 踏 ま え 、 本 シ ス テ ム に お け る 個 人 情 報 の 安 全 確 保 に 万 全 を 期 す る こ と 。
- 2 本 シ ス テ ム に ア ク セ ス で き る 職 員 等 を 必 要 最 小 限 の 者 に 限 定 す る と と も に 、 I D 及 び パ ス ワ ー ド に つ い て は 、 第 三 者 供 与 の 禁 止 を 徹 底 し 、 厳 格 に 運 用 す る こ と 。
- 3 本 シ ス テ ム は 、 ス マ ー ト フ ォ ン (多 機 能 携 帯 電 話) を 外 部 に 持 ち 出 し て 使 用 す る こ と か ら 、 当 該 ス マ ー ト フ ォ ン の 盗 難 及 び 滅 失 並 び に デ ー タ の 漏 え い 及 び 改 ざ ん 等 の 防 止 の た め 必 要 な 措 置 を 講 じ る よ う 、 各 消 防 本 部 (署) に 対 し て 注 意 喚 起 を 十 分 に 行 う こ と 。
- 4 本 シ ス テ ム の 接 続 先 で あ る 消 防 本 部 (署) 及 び 医 療 機 関 に お け る セ キ ュ リ テ ィ に つ い て 、 各 消 防 本 部 (署) 及 び 各 医 療 機 関 に お い て は 、 本 シ ス テ ム に ア ク セ ス で き る 職 員 等 が 必 要 最 小 限 の 者 に 限 定 さ れ る こ と を 確 保 す る よ う 周 知 を 徹 底 す る と と も に 、 ア ク セ ス で き る 職 員 等 に 対 し て は 、 研 修 ・ 教 育 の 機 会 を 定 期 的 に 設 け る な ど 、 各 消 防 本 部 (署) 及 び 各 医 療 機 関 に 対 し 、 安 全 確 保 に つ い て 万 全 を 期 す る よ う 注 意 喚 起 を 十 分 に 行 う こ と 。

5 今後、本システムのセキュリティ確保の仕組みや情報の共有主体等主要部分の内容が変更される場合は、事前に、改めて当審議会に諮問すること。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、嵯峨嘉子、西上治、丸山敦裕、
布施匡章、海道俊明、西村枝美